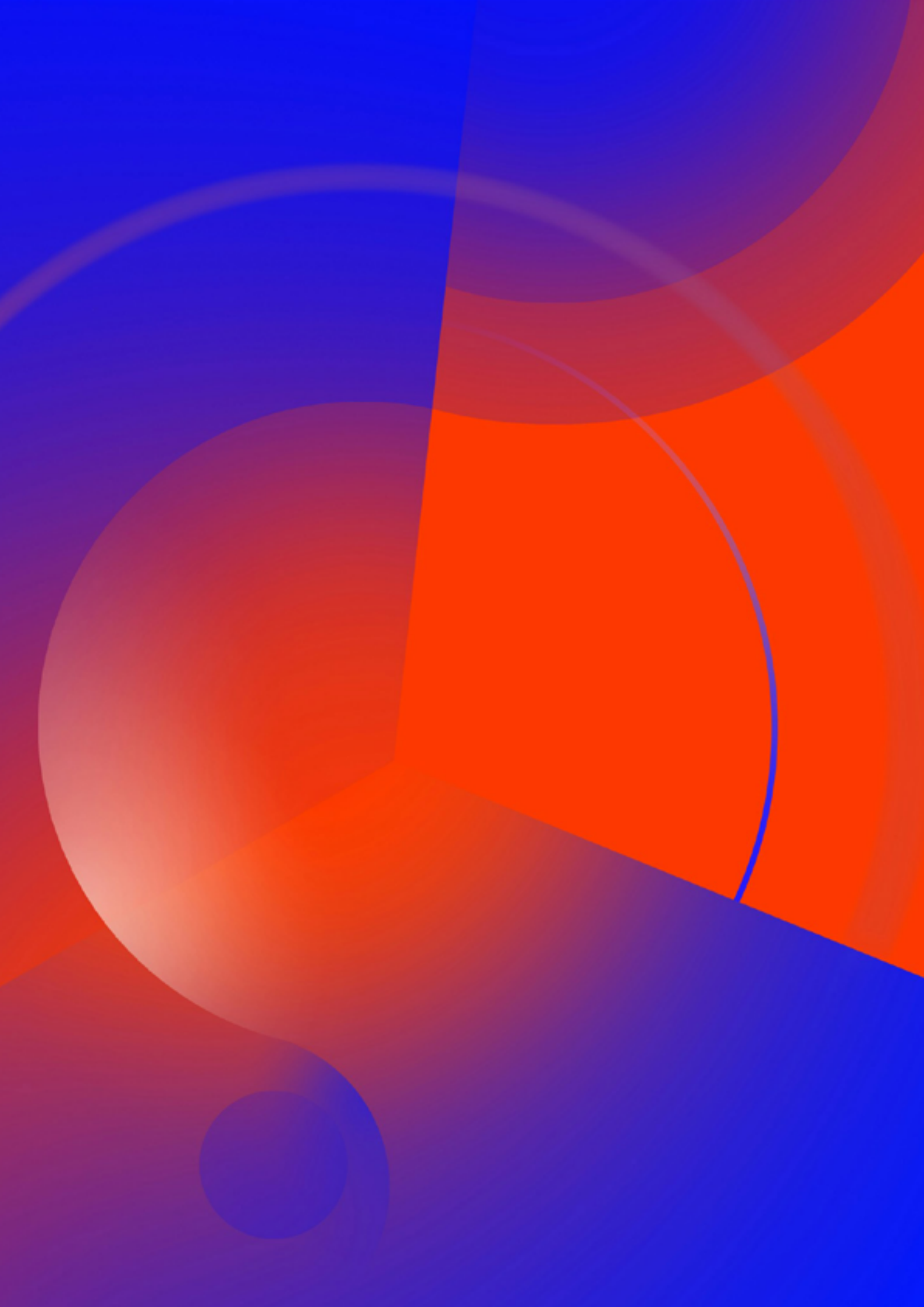
日本の中小企業のためのEU商標ウェルカムキット

EUIPO
EUROPEAN UNION
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE



目次

		ページ
	はじめに	4
1	**特徴**	**5**
1.1	**EU商標を登録する理由**	5
1.2	**チェックリスト**	7
1.3	**EUと日本の審査実務の主な類似点と相違点**	8
1.4	**独自の特徴**	10
	シニオリティ（先順位）	10
	サーチレポート	11
2	**手続**	**13**
2.1	**審査プロセス**	13
2.2	**審判**	16
2.3	**代理の原則**	17
2.4	**支払い**	19
3	**審査**	**20**
3.1	**分類**	20
3.2	**絶対的拒絶理由**	24
	識別性	24
	記述性	25
3.3	**相対的拒絶理由**	29
4	**変更の影響**	**34**
4.1	**期限の延長**	34
4.2	**ガイドラインの年次変更**	35

はじめに

この「ウェルカムキット」の目的は、EU商標（EUTM）とその取得要件について、日本の中小企業の認識を高めることです。ボーダーレスビジネスやグローバルなオンライン市場の増加を踏まえ、知的財産（IP）に関する十分な知識を持たない中小企業は、海外市場においていかにして迅速に知的財産権を取得できるかを学ぶ必要があります。

このキットは、日本の中小企業がEUIPOの審査要件を理解することで、欧州の弁護士とより効果的なコミュニケーションを図り、欧州域内市場における商標保護を確保することを目的としています。そのため、中小企業に影響を与える主な問題を要約した概要を提供しています。

なお、このキットはEUIPOガイドラインに代わるものではありません。

正確で詳細なEU商標出願を準備するためには、このWelcome　kitを参照する以外に、日本の出願人は、欧州代理人に法的助言を求め、EUIPOガイドラインの最新版を参照することをお勧めします。これらのガイドラインは、EUIPOのウェブサイトで公開されています www.euipo.europa.eu

1 特徴

1.1 EU商標を登録する理由

どこで登録するか？

EUでは、ビジネスのニーズに応じて、商標登録の方法を以下の中から選択することができます。

- EU各国の知的財産庁を通じた**国レベルの**登録（ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの場合は、ベネルクス知的財産庁（BOIP）を通じた地域レベルの登録が含まれることもあります）。
- EUIPOを通じた**EU全域（**全EU加盟国）の保護。
- WIPOを通じた**国際登録。**

これらの制度は相互に補完的であり、並行して機能しています。

1. **欧州ル**ートとはEU商標を申請することであり、EU加盟国すべてで保護を受けることができます。従って、複数の加盟国での保護を求める場合には、EU商標が最適な選択肢となるでしょう。オンライン出願の費用は850ユーロで、言語は1言語のみです。EUIPOが出願を受理すると、出願が処理され、審査されます。一度登録された商標は、10年ごとに無期限に更新することができます。
2. EU加盟国のうちの1カ国（現在事業を行っている国、又は取引を行いたい国）での保護を希望する場合は、各国商標又は地域商標が適しています。各国商標は、関連する国の知的財産庁に直接出願することができます。**これが国ルートです。**各国官庁の全リストをご確認ください。
3. ベルギー、オランダ及び／又はルクセンブルクでの保護を希望する場合、EUで唯一の地域レベルの知的財産庁であるベネルクス知的財産庁（BOIP）に出願し、これら3加盟国での商標保護を受けることができます。**これが地域ルートです。**
4. EUにおける最終的な保護ル**ートは国際ルートです。**各国出願、地域出願、EU商標出願を利用して、マドリッドプロトコルに加盟している国であれば、国際的に保護を拡大することができます。

EU商標登録のメリット

- **単一の登録**（オンライン、単一言語による出願）は、EU加盟国すべてで有効です。管理上、単一の商標登録を維持する方が簡単で効率的です。
- **EU商標は、**現在及び将来のすべてのEU加盟国において、所有者に独占的な権利を**合理的な費用で**付与します。さらに、1つのEU加盟国で真正に使用すれば、すべての加盟国において、不使用を理由とする取消からEU商標を保護するのに十分な場合があります。
- ほぼ5億人の消費者がいる市場で、商標権を行使することができます。EU商標制度は、商標権者に対し、1回の出願でEU全域を統一的に保護する制度を提供します。

質問

将来EUが拡大した場合、どうなりますか？

他国がEUに加盟した場合、新加盟国以前に登録又は出願されたEU商標は、審査や手数料なしに自動的に新加盟国に拡大されます。

各国商標を新しいEU商標出願に統合することはできますか？

いいえ。ただし、両商標が同一の商品及び役務をカバーする限りにおいて、権利を失うことなく、各国商標のシニオリティ（先順位）を主張し、その商標を消滅させても権利を失うことはありません。

EU商標を各国商標に変更することはできますか？

はい、EU商標は、EUIPOによってEUレベルでの登録の障害が提起された地域を除き、各国商標又は地域商標に変更することができます。

1.2 チェックリスト

貴社の戦略

貴社の知的財産ポートフォリオ戦略全体に適合していますか？ ☐

日本で登録商標を持っている場合、EU商標制度と日本の商標制度の主な相違点を事前に確認しましたか？ ☐

EU商標

特徴的で記述的ではありませんか？商標の評価は、国（27加盟国）や言語（24言語）によって異なる場合があります。 ☐

その商標又は類似の商標が既に存在するかどうかを確認しましたか？(出願人は、77の知的財産庁から1億700万件以上の商標が登録されているEUIPOのオンラインデータベース、TMviewを参照することをお勧めします。) ☐

商品と役務

販売したい商品及び／又は提供したい役務のリストは作成しましたか？ハーモナイズド・データベースを使用してリストの有効性をチェックしましたか？ ☐

1.3　EUと日本の審査実務の主な類似点と相違点

	EU商標	日本の商標制度
代理は必要か?	EEA（欧州経済地域）内に住所、主たる事業所、実質的かつ効果的な商業施設がない人は、専門的な代理人を選任する必要があります。	日本に住所又は居所を有しない人（又は日本国内に事業所がない人）は、日本に住所又は居所を有する代理人を選任する必要があります。 日本の弁理士は「弁理士ナビ」で検索できます：benrishi-navi.com/english/english1.php?search=2
出願日	必要書類提出後1ヶ月以内に出願手数料を納付することを条件とします。	出願日は出願書類を提出した日です。ただし、出願書類に不備がある場合（必要な情報が不足している場合）は、その不備が解消された日に出願日が繰り下げられます。
職権審査の範囲	方式、分類、絶対的理由	方式、分類、絶対的理由、相対的理由
拒絶理由	絶対的理由は職権で審査され、公告後、登録前であれば情報提要が可能です。 相対的拒絶理由は職権では審査されませんが、異議申立や取消請求がなされた場合にのみ審査されます。	実体審査には、絶対的理由の審査と相対的理由の審査があります。 *広範な商品／役務が記載されている場合、商標の実際の使用又は計画された使用の確認が必要となる場合があります。
出願と抵触する可能性のある先行の権利の確認	サーチレポート	既存の先行権利及び出願の職権調査
ディスクレーム（権利不要求）制度	✗	✗
異議申立	公開日から3ヶ月以内に異議申立可能。 拒絶理由の範囲相対的拒絶理由 *出願人は、異議申立人に対し、5年以上前に登録された商標が真正に使用されていることを証明するよう求める使用証明請求を行うことができます。	商標公報の発行日から2ヶ月以内に請求可能。

	EU商標	日本の商標制度
出願・登録の区分 登録	✓	✓
登録期間	出願日から10年	登録日から10年
更新期間	登録期間満了の直前6ヶ月以内（更新料を支払った場合）、登録期間満了の直後6ヶ月以内（遅延損害金を支払った場合）。	登録期間満了の直前6ヶ月以内（及び更新料を支払った場合）。 有効期間満了直後から6ヶ月以内（及び追加延滞料を支払った場合）。
移転	EU商標は、登録された商品又は役務の一部又は全部について、事業の譲渡とは別に譲渡することができます。 EU商標の譲渡は書面で行われ、当事者の署名が必要です（判決の結果を除く）。 譲渡はEU商標の単一性に影響を与えません。従って、EU商標を「部分的に」譲渡することは**できません。**	指定商品・役務ごとに分割して譲渡することは可能。 商標権が共同所有されている場合、共同所有者は、他の共同所有者全員の同意がなければ、その持分を譲渡したり、持分に質権を設定したりすることはできません。
使用要件	登録後5年以上不使用の場合、商標登録は取消の対象となります。	連続3年以上不使用の場合、商標登録が取り消される可能性があります。
抵触する商標の所有者から同意を得て登録に進むことはできますか？	通常はできません。紛争があれば裁判所が判断します。	2024年4月より可能です。 *商標の同時登録は、先登録商標権者の同意があり、かつ、その商標が消費者に混同を生じさせないことを条件に認められます。

1.4 独自の特徴

シニオリティ（先順位）

先登録商標のシニオリティ（先順位）とは何ですか。また、シニオリティ（先順位）を主張する主なメリットは何ですか？

出願人は、ドイツやフランスなどの主要な貿易国ですでに商標を登録している場合があり、各加盟国での先行の権利を維持しつつ、欧州全域にこれらの商標の保護範囲を広げたいと考える場合があります。EU商標の出願から2ヶ月以内、又はEU商標の登録後であればいつでも、先行する各国商標登録又は国際商標登録のシニオリティ（先順位）を主張することができます。

シニオリティ（先順位）の主張により、EU商標の所有者は、先行の商標を放棄したり、失効させたりすることができますが、先行の商標が引き続き登録されていた場合と同じ権利を有することになります。このように、EU商標の所有者は、自国の商標の異なる登録簿を監督する必要がなく、商標を更新する必要もありません。

優先権とは異なる概念です。つまり、どの権利が優先するかを確定するために、優先日はEU商標の出願日としてカウントされます。シニオリティ（先順位）の主張が認められても、EU商標の出願日が変更されることはありません。

サーチレポート

サーチレポートとは何ですか？

EUIPOは、既存の先行する権利との抵触の可能性に基づいてEU商標出願を職権で拒絶することはありません。

しかし、EU商標出願と抵触する可能性のある先行するEU商標/出願を特定するためのサーチレポートが出願人に送付されます。サーチレポートは、情報提供のみを目的とし、EU商標出願が公開される前に出願人にEU商標出願を取り下げる機会を与えるためのものです。

サーチレポートは出願手数料に含まれていますが、出願時に請求するか、国際出願の場合はWIPOによる国際登録の通知日から1ヶ月以内に請求する必要があります。

EUのサーチレポートは、以下の先行する権利を対象としています：

1. 出願日又は優先日が当該出願より前のEU商標出願；
2. 既に登録されているEU商標
3. EUを指定する先行国際登録（IR）。

類似商標が既に登録されていないかどうかを調べるために、出願前に出願人がサーチを行うことはできますか？

先行商標が出願の脅威となる可能性があります。出願人はサーチレポートを入手することができますが、これらのレポートはあくまで参考情報であり、抵触する可能性のある先行権利をすべて網羅することを意図したものではありません。eSearch plus とTMview という2つの異なるEUIPOのオンラインデータベースを使用して、登録商標を自分で検索することができます。これらのオンラインデータベースでは、利用可能な商標を検索することができ、どちらも無料で利用することができます。

2 手続

2.1 審査プロセス

審査期間中にEUIPOが行う審査は、各専門分野の審査官によってほぼ同時に行われます。すべての手続きが完了すると、商標が公告されます。出願の進捗状況は、eSearch plusにアクセスすることによりオンラインで確認することができます。このEUIPOのデータベースは一般に公開されており、出願人自身が出願状況を確認することができます。

各出願人には「所有者ID番号」が自動的に割り当てられます。この番号は、あなたの住所の詳細とともに公表されます。例えば、「更新」に関する通知を受け取ることができるように、あなたの詳細情報が最新であることが重要です。

EUIPO審査の流れ



出願日： 商標出願には、出願の願書、正確に特定された所有者、商標の明確な表示、商品及び役務のリストといった必須の基本情報が含まれているか。また、出願日から1ヶ月以内に基本手数料を支払わなければなりません。

方式： 署名、言語、所有者及び／又は代理人のデータ、優先権及び／又はシニオリティ（先順位）の主張など、出願の詳細が全てあるべき姿であることを確認するために審査されます。

分類： 商品及び役務が正しく分類され、その性質が明確に表示されているかを確認します（4.1章参照）。

絶対的理由： 商標が記述的でなく識別力があるか分析されます（4.2章参照）。

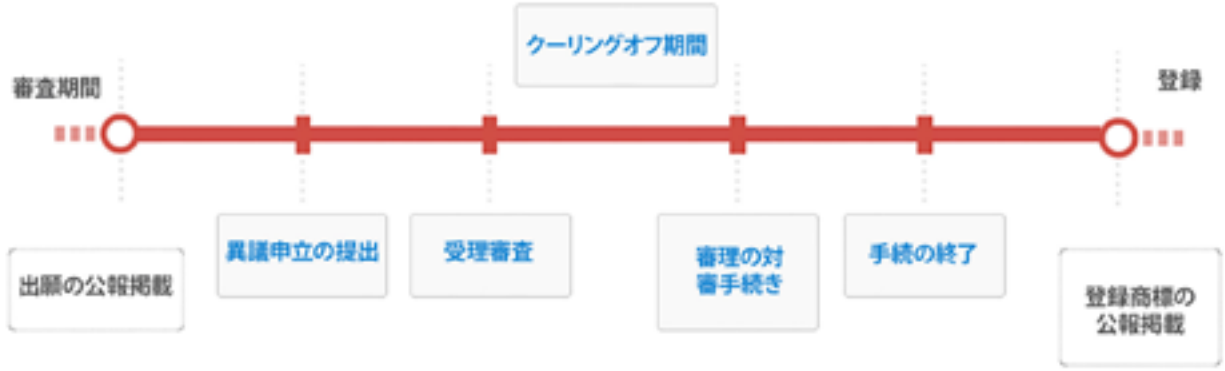
出願が拒絶された場合でも、拒絶の影響を受けない地域において、EU商標出願を各国登録に変更することは可能です。

出願公告日から3ヶ月以内に、先行する権利との抵触を理由に商標を登録すべきでないと考える第三者は、異議申立を行うことができます。



EUIPOは、職権による相対的理由の審査は行いません。

異議申立手続き



異議申立期間： 3ヶ月

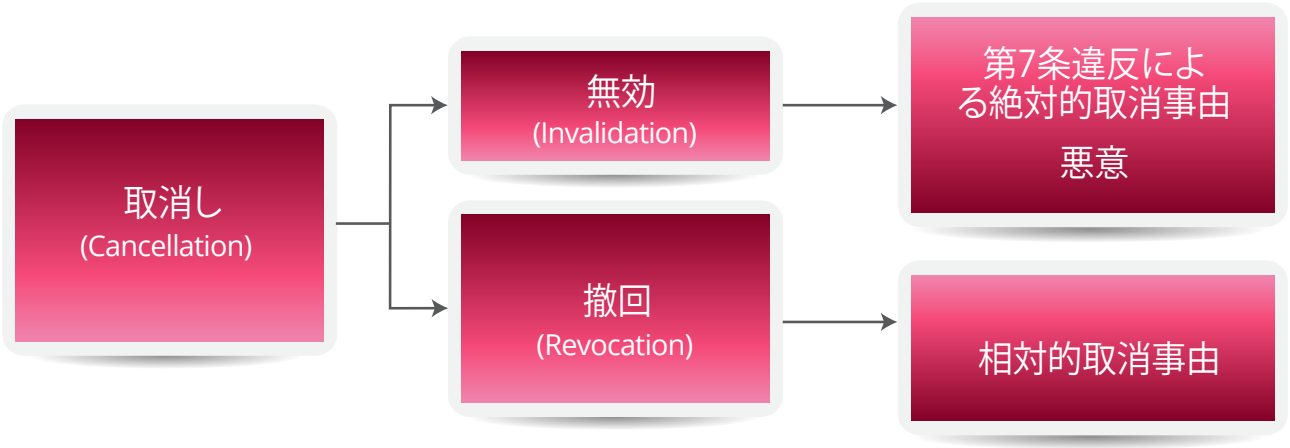
クーリングオフ期間： 2ヶ月、最長24ヶ月まで延長可能。

異議申立段階： 異議申立人に2ヶ月。出願人に+2ヶ月。期限は延長される場合があります。

異議申立の決定はすべてオンラインで公表され、不利な影響を受けるすべての当事者は審判請求をする権利を有します。

異議申立が成功した場合でも、抵触がなければ、EU商標を各国登録に変更（Conversion）することは可能です。

登録されたEU商標は、その商標に対して取消し又は無効宣言の申請がなされた場合、取り消される可能性があります（取消し又は無効宣言）。取消 (Revocation) が成功した場合、EU商標は、取消申請日から効力を有さなかったものとみなされます。無効宣告が成功した場合、登録されたEU商標は遡及効をもって登録簿から削除されます。



2.2 審判

誰が審判を請求できますか？

決定によって不利な影響を受けた者は誰でも不服を申し立てることができます。商標関連の決定に対する不服申立には720ユーロの費用がかかり、決定の通知日から2ヶ月以内に行う必要があります。

審判請求の期限とは

「審判請求通知」と「理由書」は区別しなければなりません。被告は、控訴人の理由書の通知日から2ヶ月以内に反論を提出することができます。



控訴審／一般裁判所の決定

審判部の決定は、決定通知から2ヶ月以内に、一般裁判所に上訴することができます。一般裁判所のすべての判決は、欧州連合司法裁判所に上訴することができます（法律に関する事項のみ）。

2.3 代理の原則

EEA（欧州経済地域、すなわちEU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）域内に住所又は主たる事業所、実質的かつ実効的な産業施設又は商業施設がないEUIPOに対する手続の当事者には、代理人の選任が義務付けられています。この義務は、EUIPOに対するすべての手続きに存在します。EU商標については出願が可能ですが、その他の手続については、代理人を選任する必要があります[1]。

日本企業と取引関係にある欧州企業は代理人になれますか？

はい。ただし、有効な経済的関係がある場合に限ります[2]。

日本を拠点とする出願人がEUIPOの手続において当事者となる場合、たとえその従業員が当事者のために直接働いていなくても、その従業員を代理人とすることができます。**EEA域外に**法的住所を有する法人には代理が義務付けられているため、これは特に関係します。これらのEEA域外の法人は、以下の2つのシナリオにおいて従業員による代理が可能です。

1. **EEA域外に**法的住所を有するが、EEA域内に実質的かつ効果的な産業上又は商業上の施設を有する法人は、このEEA域内の施設の従業員によってEUIPOに対して代理することができます。

   代理される法人は、その法的住所がEEA域外にあるにもかかわらず、EEA域内にも現実かつ有効な産業上又は商業上の施設があることを示さなければなりません（例えば、EEA域外にある法人の自然な延長とみなされる支店、代理店又はその他の種類の商業施設（子会社を含む）をEEA域内に所有又は支配していることを証明することによって）。

2. **EEA域外に**法的住所を有する法人は、両法人が経済的に関連していることを条件として、EEA域内の他の法人の従業員が代理人を務めることができます。

   第一に、その法人がEEA域内に存在すること、第二に、代理される当事者とEEA域内の法人との間に十分に強い経済的つながりがあること、第三に、代理される従業員が真にEEA域内の法人のために働いていることを示さなければなりません。

[1] EUを指定する国際登録についても同様です。

[2] 手続の当事者及び専門的代理人

経済的関係とは、2つの法人間に経済的依存関係がある場合にのみ存在するものであり、手続当事者が当該従業員の雇用主に依存しているか、又はその逆です。この経済的依存関係は、例えば以下のような場合に存在します：

- 2つの法人が同じグループのメンバーである場合
- 経営管理機構[3]の場合.

ただし、以下の場合は経済的つながりがあるとはみなされない：

- 商標ライセンス契約による関係；
- 相互代理又は法的支援を目的とする 2つの企業間の契約関係；
- 例えば、独占販売契約やフランチャイズ契約に基づく、単なる供給者と顧客の関係。

代理が義務付けられているが、選任された代理人が受け入れられない場合はどうなりますか？

EUIPOは不備通知書を発行します。不備が改善されない場合、その代理人は出願から除外され、出願人は別の代理人を選任するよう求められます。

その他の代理人の種類:

EEAのすべての加盟国において、法的手続における代理は規制された職業であり、特定の条件下でのみ行使することができます。EUIPOに対する手続においても、代理人の種類は以下のように区別されます。

法律実務家

国内法に従い、各国官庁に対して第三者を代理する完全な権利を有する専門家。

専門職代理人

さらなる条件を満たす必要があり、そのためにEUIPOが管理する特定のリストに掲載される必要がある代理人。

専門職代理人はどのように選任するのですか？

EUIPOのウェブサイトの「eSearch　plus」セクションに、専門代理人のリストが公開されています。代理人に直接連絡し、空き状況を確認してください。このプロセスは自動的には行われません。

[3] 2016/09/22, T-512/15, SUN CALI (fig.), EU:T:2016:527, § 33 et seq

2.4 支払い

基本手数料は、EUIPOが出願を受理した日から1ヶ月以内に支払う必要があります。

- 1つの区分をカバーする電子出願の基本手数料は850ユーロです。
- 2区分目の商品・役務の手数料は50ユーロです。
- 3区分以上の手数料は、1区分につき150ユーロです。

料金表へのリンク

3 審査

この章では、審査の特徴について説明します。詳細については、EUIPOのウェブサイトeuipo.europa.eu に掲載されているEUIPOガイドラインを参照してください。

3.1 分類

分類とは？

すべてのEU商標出願は、出願日が付与される条件として、商品及び役務のリストを含まなければなりません。このリストは、ニース分類に従って分類され、各区分は分類見出しによって表されていなければなりません（第1類から第34類までの商品、第35類から第45類までの役務）。

EU商標の保護に直接影響するため、貴社のビジネスの現在及び将来の利益に合致する商品及び役務の区分で出願することが非常に重要です。

出願人は、ハーモナイズド・データベースから事前に承認された用語が掲載されているTMclassを参照することをお勧めします。これらの用語は、分類の目的で自動的に受け入れられるため、商標登録手続がより円滑になることが保証されます。

分類の誤りを防ぐには？

- **正しい句読点の使用**
  - カンマ　[,]　は、同じ分類又は表現内の品目を区切ります。小売等役務の対象となる商品は、常にカンマで区切る必要があります（例：第35類の衣服, 履物, 帽子に関する小売）。
  - セミコロン[;]は独立した表現を区切ります。（例：ミルク；チーズ；サワークリーム）。

- **明確性及び正確性に欠ける用語及び表現**（例えば、ニース分類の類見出しの11の一般的表示や、明確性及び正確性に欠けると考えられるその他の用語）**の使用は避ける。**

Not a clear and precise term	Example of a clear and precise term
Machines (Class 7)	Agricultural machines (Class 7) Machines for processing plastics (Class 7) Milking machines (Class 7)
Goods in precious metals or coated therewith (Class 14)	Works of art of precious metal (Class 14)
Goods made from paper and cardboard (Class 16)	Filtering materials of paper (Class 16)

その他の例については、ガイドラインのパートB、審査、セクション 3、分類、チャプター 4、商品及び役務のリスト、段落4.3.1). を参照のこと

- 「類」、「付属品」、「関連商品」、「及び関連商品」、「等」といった修飾語も認められない（例：化粧品及び関連商品）。
- 「Parts and Fittings（部品・付属品）」および及び「Components and Accessories（部品・付属品）」は、以下のような稀な例外を除き、一般的に**推奨されない**：第12類　自動車用部品及び付属品、第15類 音楽用付属品、第19類 木製建築部品。

- **「すなわち／特に」の使用**
  「Namely（すなわち）」又は「Being（である）」は、保護対象を特定の商品に限定する。「in particular（特に）」、「including（含む）」、「especially（とりわけ）」又は「mainly（主に）」という用語は、商品の一例を示すにすぎない。

  例：

称呼の例	名称範囲に関する説明
Dairy products, namely cheese and butter（乳製品、すなわちチーズとバター）	チーズとバターに限る
Dairy products, in particular cheese and butte（乳製品、特にチーズとバター）	チーズとバターなど、あらゆる種類の乳製品を指します
Clothing, all being underwear（衣類（全て下着であるもの））	下着に限る
Clothing, including underwear（下着を含む衣類	下着を含むすべての種類の衣類を示す

分類に関する詳細は、ガイドラインのパートB、審査、セクション3、分類に記載されています。

ファスト・トラックとは何ですか？また、分類においてハーモナイズド・データベースを使用する主なメリットは何ですか？

EUIPOでは、出願人が「ファスト・トラック」の条件に適合していれば、出願の審査・公開が早くなります。

1. より早く（半分の時間又はそれ以下で公告）。
2. より安全：ハーモナイズド・データベース（HDB）から、EUIPO/EU知的財産庁ですでに受け入れられている用語を選択することで、不備（エラー）を減らすことができます。

ファスト・トラックの条件に適合した出願は、自動的にファスト・トラックに登録されるため、出願人は追加で出願する必要はありません。

ファスト・トラックの条件を満たすにはどうすればよいですか？

商標の対象となる商品・役務をHDBから選択する必要があります。

前払いが必要です。審査官は、支払いが完了してから出願の審査を開始することができます。

- 出願時にファスト・トラックの条件を満たしている出願もありますが、審査過程で不備が見つかった場合など、状況が変わる可能性があります。

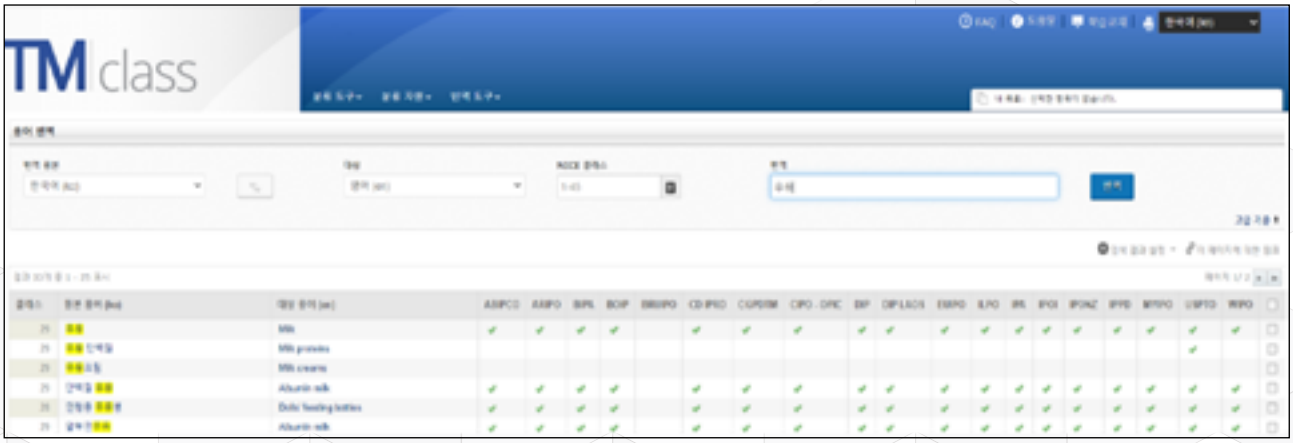
ファスト・トラック条件の詳細については、専用ウェブページをご覧ください。

ハーモナイズド・データベース及びその利点は何ですか？

- HDBは、商品及び役務に関するEUの共通用語リストです。
- EUの24の公用語で、EU商標庁によって事前に検証された78,000以上の商品・役務用語を含む**世界最大の分類データベースです。**
- この**明確な用語集は、**EUIPOの言語専門家とEU各国の知的財産庁の分類専門家によって全面的に改訂されています。
- ユーザーは、TM5 IDリストやWIPOのMGSリストなど、他の国際的な分類データベースからの用語を含め、**EU域内外で通用する商品・役務用語の簡単なリストを**作成することができます。
- HDBを使用すれば、**EUIPOに出願し、ファスト・トラック手続きの資格を得ることができます。**

日本で登録した商品・役務の用語がHDBに登録されているかどうかを自分で調べることはできますか？

TMclassで確認することができます。英語、日本語、及び他の欧州公用語に翻訳されています。



3.2 絶対的拒絶理由

絶対的拒絶理由にはどのようなものがありますか？

絶対的拒絶理由には、識別力を欠く商標（EUTMR第7条(1)(b)）と記述的商標（EUTMR第7条(1)(c)）があります。

したがって、出願人は、商標出願を行う前に、自分の商標がこれらの理由に該当するかどうかに注意を払う必要があります。

絶対的拒絶理由の全リストについては、EUIPOガイドラインのパートB、審査、セクション4、絶対的拒絶理由の該当箇所を参照してください。

識別性

EUTMR第7条(1)(b)の意味における商標の識別力とは、その標識が、登録を求める商品及び／又は役務が特定の事業者に由来するものであることを識別し、したがって、それらの商品及び／又は役務を他の事業者の商品及び／又は役務と区別するのに役立つことを意味します。EUTMR第7条(1)(b)に規定されている絶対的拒絶理由が適用されないためには、最低限の識別力があれば十分です。

識別力が欠如した商標の例はありますか。

単語の要素

あまりにも頻繁に使用されるため、商品や役務を識別する能力を失った語（例：BIO）。

商品や役務の特定の**肯定的又は魅力的な品質や機能を**示すだけの語（例：PERFECT）。

スローガン

例えば、「THIS IS PERFECT FOR YOU」のように、関連する公衆が単なる宣伝文句としてしか認識しない可能性がある場合（EUTMR第7条(1)(b)）。

しかし、それが単なる広告メッセージ以上のものと見なされる場合、例えば、以下のような理由で識別力があるものとなりえます：

- 言葉遊びである；
- 想像力、驚き、予想外の要素を導入している；
- 認知プロセスを誘発する、又は解釈の努力を必要とする；
- 識別性のない言葉が使われているにもかかわらず、商品の形状が特徴的である。





記述性

標識が、申請された商品及び役務に関する情報を提供するものとして関係公衆に直ちに認識される意味を持つ場合、標識は説明的であると拒絶されなければならない。これは、標識が商品や役務の量、質、特性、目的、種類、サイズなどに関する情報を提供する場合です。

標章が記述的である場合も、識別力がありません。ただし、示唆的又は暗示的な用語は認められます。用語と商品・役務との関係は、十分に直接的かつ具体的でなければなりません(4)。

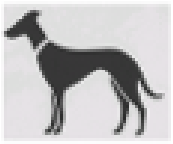
記述的商標の例はありますか？

- 文字商標

  商品・役務の特徴に関する情報（例えば、生きた動物の「CONTINENTAL」）のみで構成される文字商標（記述的要素の組み合わせ語（例えば、「CLEARWIFI」）を含みます。）

- 図形商標とは、非標準的な文字、様式、レイアウト、図形的特徴、又は色彩からなる、又はそれを含む標章です（EUTMIR第3条(3)(b)）。図形的要素のみからなる商標、又は言語的要素と図形的要素の組み合わせからなる商標も含まれます。

図形商標が、商品又は役務の種類、用途又はその他の特徴を示すのに役立つ、真に迫った描写と大きく異ならない基本的で自然な形象的要素のみからなる場合、当該商品又は役務の特徴を記述するものとして、EUTMR第7条(1)(c)に基づき拒絶されるべきです。

	08/07/2010, T-385/08 フンドEU:T:2010:295
	08/07/2010, T-385/08 プファード EU T:2010:296

これらの事例において、裁判所は、第18類及び第31類に属する商品については、それぞれ犬又は馬の描写は、商品が対象とする動物の種類を示す役割を果たすと判示しました。

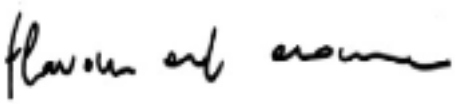
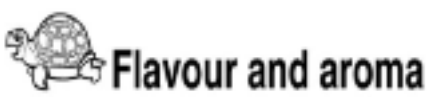
• 図形の閾値の評価

図形商標が記述的な文字要素と図形要素の組み合わせから構成される場合、考慮されるべき問題は、文字の態様及び／又は図形的特徴が、標識が出所標識として機能するために十分に特徴的であるかどうかです。

欧州連合知的財産ネットワーク（EUIPN）の枠組みにおいて、EUIPOと欧州連合内の多くの商標庁は、図形的要素が標章に十分な識別性を与える共通慣行（コンバージェンス・プロジェクト3又はCP3慣行とも呼ばれます）について合意しています。又は、ガイドライン、パートB、審査、セクション4、絶対的拒絶理由、第4章、記述的商標（EUTMR第7条(1)(c)）、パラグラフ4、図形的閾値を御参照ください。

• 識別力のある例

以下の例は、図形的特徴により識別力の基準を満たすと判断されました。

文字要素	
図形要素	
文字と図形要素の組み合わせ	

絶対的拒絶理由の基準は？

基準となるのは、辞書の項目やインターネットのウェブサイトに掲載されているその用語の使用例、あるいはその用語の通常の理解から明らかに導かれるような、関連する一般大衆の通常の理解を指します。

審査で考慮される言語は？

絶対的な拒絶理由は、ヨーロッパ共通の基準に基づいて解釈されます。

しかし、拒絶理由がEUの一部にのみ関係する場合でも、出願を拒絶することは十分可能です。EUの公用語のいずれかにおいて、商標が記述的であったり、識別性を欠く場合は拒絶されます。

審査では、EUのすべての言語が考慮されます。

その他の言語（地域言語及び非EU言語）に関しても、EUの少なくとも一部において、関連する公衆の無視できない部分が理解する言語において、商標が記述的であったり、識別性を欠く場合には、出願は拒絶されます。

EUの公用語でない用語を理解する関連公衆が無視できない程度に存在するかどうかを確認するためには、(i) 文化的、言語的、歴史的状況、(ii) 地理的近接性、(iii) EUにおける無視できない少数派の存在、(iv) 提示された数字や研究など、事実関係をケースバイケースで分析する必要があります。ただし、一般的に使用されている単語については、別段の証明がない限り、理解されているとみなします。

略語と頭字語

略語や頭字語はどのような場合に記述的とみなされますか？

記述的用語の略語は、それがそのように使用され、関連する公衆が、一般的か専門的かを問わず、略されていない元の単語の記述的意味と同一であると認識する場合、それ自体が記述的です[5]。略語が記述的用語から派生しているというだけでは十分ではありません。

記述的な意味が一目で明らかな場合（例えば、「Multi Markets Fund MMF」／「The Statistical Analysis Corporation - SAC」）、商標は拒絶の対象となります。

しかし、すぐに意味が分からない場合は、頭字語は識別力を有します（例：'The Organic Red Tomato Soup Company - ORTS'）。

[5] 13/06/2014, T 352/12, FLEXI, EU:T:2014:519.

出願が拒絶された場合、各国登録に変更することは可能ですか？

出願が、絶対的な理由によって、又は特定の国でのみ有効な権利に基づく異議申立によって、1つ又は特定の国でのみ記述的であるとして拒絶された場合でも、抵触が存在しない加盟国において、EU商標出願を各国登録に変更する出願は可能です。例えば、英語圏の公衆との関係で絶対的拒絶理由が提起された場合、アイルランドやマルタでは変更できません。

絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の違いは何ですか？

絶対的拒絶理由はEUIPOの職権で審査され（ただし、悪意は絶対的無効理由のみ）、第三者の見解も考慮されます。絶対的拒絶理由には、識別力の欠如、汎用商標、形状又はその他の特徴に基づく拒絶が含まれます。

相対的拒絶理由は職権では審査されず、異議申立や無効審判を通じて利害関係人から提起されなければなりません。

3.3 相対的拒絶理由

最も一般的な相対的拒絶理由とは？

1. EUTMR第8条(1)(b)-混同のおそれ

混同のおそれとは、以下のような状況を指します：

- 公衆が抵触する商標を直接混同する、すなわち、一方を他方と誤認する；
- 公衆が抵触する商標の間に関連性を見出し、当該商品／役務が同一又は経済的に関連する事業者のものであると想定する場合（連想可能性）。

2. 評判のある商標

EUTMR第8条(5)は、登録商標について、同一・類似の商品・役務のみならず、混同のおそれがない場合でも非類似の商品・役務に対しても、保護を認めています。

EUTMR第8条第5項が適用されるためには、以下の条件を満たす必要があります：

- 先の商標が関連地域で評判を得ていること；
- 両標章が同一又は類似であること；
- 出願商標の正当な理由なき使用は、先の商標の識別力を有する特性又は評判を不当に利用し、又は害する（不当な利益、毀損、希釈を証明する説得力のある論拠が提示されなければならない）。

異議申立人は、特に先行商標の評判について、その主張を裏付ける証拠を提出しなければなりません。

相対的拒絶理由の全リストは、EUIPOガイドラインのパートC「異議申立」の該当箇所を参照してください。

相対的拒絶理由において、先行商標の識別力の程度はどのように定義されますか？

先行商標全体の識別力が評価されます。少なくともある程度の識別力は認められる必要があります。先願商標の識別力の程度は、混同の可能性のグローバルな評価の文脈で考慮されるべきです。

(i) 先行商標の識別力が高ければ高いほど、混同の可能性は高くなります。商標の識別性の程度を評価する際には、絶対的理由における識別性の判断に用いられるのと同じ基準が適用されます。

(ii) 市場で高い評価を得ているため、高い識別性を有する先行商標は、識別性の低い商標よりも広範な保護を享受できます。識別力の強化を主張する場合、異議申立人は、先行商標が関係公衆のかなりの部分に知られていることを証明する証拠を提出しなければなりません。

EUIPOはどのように混同の可能性を評価するのですか？

混同の可能性は、以下の要素を考慮して評価されます：

- 商品及び役務の比較（具体例については、EUIPO Similarity Tool をご参照ください。）；
- 関連する公共性及び注目度；
- 標識の比較；
- 先行商標の識別力；
- その他の関連要素；
- 混同の可能性のグローバルな評価

市場での評判から識別力の高い標章は、識別力の低い標章よりも広範な保護を享受します。

商品と役務の比較では何が考慮されるのですか？

一般的に、2つの品目は、共通する特徴がある場合に類似していると定義されます。以下の要素を考慮する必要があります（「Canon」事件判決で示された要素）：

- 性質、
- 用途、
- 使用方法、
- 補完性、
- 競合。

その他の要素

- 流通経路、
- 関連する公衆、
- 商品／役務の通常の原産地。

より具体的な例については、EUIPO Similarity Tool を参照してください。

EUIPOは異議申立手続においてどのように商標を比較するのですか?

商標が同一でない場合、類似か非類似かを判断しなければなりません。当該商標の視覚的、聴覚的、概念的な類似性をグローバルに評価するには、それらの特徴的で支配的な構成要素を念頭に置きながら、それらの商標が与える全体的な印象に基づかなければなりません。

原則として、この比較は、審決の結果に決定的な影響を与える可能性のあるあらゆる側面における類似の程度についての認定につながります。同一の商品及び／又は役務であっても、類似性があるという事実だけでは混同のおそれがあると判断されるには十分でない場合があります。EUIPOは、類似の程度を低、平均、高のいずれかに規定しています。

識別力の程度が低い要素における一致は、通常、それだけでは混同のおそれの認定にはつながりません。

しかし、商標の他の構成要素の識別力がより低い（又は同等に低い）場合、又は視覚的影響が軽微であり、商標全体の印象が類似している場合は、混同のおそれがあります。また、商標の全体的な印象が酷似又は同一である場合にも混同のおそれがあります。

EUIPOは、欧州連合知的財産ネットワークの共通慣行5（相対的理由-混同のおそれ（非特徴的／弱い構成要素の影響））で確立された原則に従っています。

例:

- 共通構成要素の識別性が低いので、異議申立を拒絶するのに十分なケース:

NO LOC	LOC
MORELUX vs. INLUX (Class 44: Beauty treatments)	COSMEGLOW vs. COSMESHOW (Class 3: Cosmetics)
flexi solutions vs. flexi credit (Class 9: Credit cards)	vs. (Class 43: Holiday accomodation services)

- 非特異的な共通構成要素が異議申立を拒絶するのに十分なケース：

NO LOC	LOC
BUILDGRO vs. **BUILDFLUX** (Class 19: Building materials Class 37: Construction services)	**TRADENERGY** vs. **TRACENERGY** (Class 9: Solar energy collectors for electricity generation)
BANCO INVEST vs. BANCO INVEST (Class 36: Financial services)	ECO ENERGY vs. ECO ENERGY (Class 9: Solar energy collectors for electricity generation)

登録後のリスクはありますか？

EU商標の所有者の権利は（取消申請の日から）取り消されたり、EU商標が（遡及的に）無効とされる可能性があります。

取消請求は、通常、真正な使用の不存在（「使用要件」を参照）に基づいて行われ、無効請求は、通常、絶対的及び相対的理由に基づいて行われます。

漢字からなる商標はEUで登録され、保護されますか？

ラテン文字、ギリシャ文字、キリル文字以外の文字で表される標章は、図形商標とみなされます。ただし、これは、これらの標章の意味的内容が考慮されないことを意味するものではありません。これらの商標を他の商標と聴覚的に比較する場合、それらは発音されません。

4 変更の影響

本章では、利用者に影響を与える可能性のある、ガイドラインの最近の変更や措置、又は主な改訂を紹介します。

4.1 期限の延長

期限の延長はどのようにすれば認められますか？

一方的手続及び当事者間手続（2つ以上の当事者が関与している場合）では、期間延長の請求は期限が切れる前に行わなければなりません。この点に関する詳細は、ガイドラインパートC、異議申立、セクション1、連絡手段、期限、第4章、各国官庁が指定する期限、第3項、期間の延長をご参照ください。

期間は秩序正しく合理的に迅速な手続を行うために不可欠な手段です。

明確性と法的確実性を確保するためには, これを遵守することが必要です。

しかし、 COVID-19 のパンデミックやウクライナにおける戦争、日本における地震や津波など、ある種の例外的状況が生じた場合、事務局長は期限を延長する決定を採択することができます。

4.2　ガイドラインの年次変更

EUIPOは仮想商品をどのように分類していますか？

ガイドラインには「仮想商品」と呼ばれる小項目（4.4）があり、非代替性トークン（NFT）、仮想商品、仮想役務の分類に関するEUIPOの考え方が記載されています。同ガイドラインは特に次のように述べています：

- **「仮想商品」という用語は、それ自体では明確性と正確性に欠けるため、さらに特定する必要があります。特定された場合、仮想商品は第9類に分類されます。；**
- **「非代替性トークン（NFTs）」という用語はそのままでは認められず、それらが関連する品目をさらに特定する必要があります。第42類の「NFTsの生成」は、特定の役務の性質に鑑み、許容されます；**
- **オンライン又は仮想環境で提供される役務は、役務の基本的性質に従い、現実世界への影響を考慮して分類されます。この原則を説明するための例が示されています。**

本ガイドラインは毎年更新されます。本文に含まれるリンクは、「廃止」とマークされたガイドラインの古いバージョンにつながる可能性があります。このような場合は、上部のメニューバーから最新版を選択してください。



EUIPO
EUROPEAN UNION
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

euipo.europa.eu

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

jpo.go.jp